

(案)

大規模災害時における京都府議会活動指針〔概要〕

－ 議会運営委員会議会改革検討小委員会報告－ (平成27年12月)

1 検討の経過

(1) 植田議長からの議会改革に関する諮問

近年、各地で大規模な災害が発生している状況にかんがみ、災害救助法の適用を受けた過去3か年の水害時における府議会の活動内容の検証を通じ、大規模災害時に議会の役割を果たすための活動指針を策定するよう、平成27年7月6日、植田議長から議会運営委員会に諮問がなされた。

(2) 議会運営委員会議会改革検討小委員会における検討

植田議長からの諮問を受け、議会運営委員会に議会改革検討小委員会が設置され、小委員会においては、過去の水害時の府議会の活動内容を確認し、他の地方議会の先行事例も参考にしながら、災害時の府議会の役割や執行機関との関係、議員の安否確認や議員への情報提供のあり方、議会による被災状況調査のあり方、発災時・発災直後の議会活動の流れなど、毎回テーマを定めて検討を行い、「大規模災害時における京都府議会活動指針」としてとりまとめた。

議会改革検討小委員会の概要

- 1) 設 置 平成27年 7月 7日
- 2) 構 成 委員長：石田 宗久 (自 民)
委員：自 民) 秋田 公司、中川 貴由、藤山裕紀子、中村 正孝
共 産) 光永 敦彦、島田 敬子、浜田 良之
民 主) 田中 健志、岡本 和徳
公 明) 林 正樹、諸岡 美津
- 3) 開催状況 計 回 (平成27年7月7日～平成27年12月 日)

2 指針の構成

- 第1章 指針について
検討の経緯、目的、特徴
- 第2章 災害時における議会活動を考えるための基本的事項
議会・議員の役割、議会と執行機関との関係 他
- 第3章 災害時における議会活動を行うための基本的事項
議員の安否確認や議員への情報提供、活動方針の協議・決定 他
- 第4章 災害時における議会活動の内容
発災時・発災直後の対応、活動方針決定以降の対応
- 第5章 災害時の議会活動に関する平常時の備え
災害対応マニュアルの整備、訓練の実施

3 指針の特徴

① 災害時における議会・議員の役割や議会と執行機関の関係の再確認

災害時における議会活動を考えるための基本的事項として、京都府議会基本条例に定められた基本的な考え方をもとに、災害時に求められる議会・議員の役割や議会と執行機関の関係について再確認をした。

② 議員の安否確認に関する基準、方法の明確化

議員の安否確認を要する場合を議員から連絡を行う場合と事務局から確認を行う場合に区分して基準化するとともに、議員と事務局との連絡方法についてはメール送受信（事務局防災専用メールアカウント）を基本とした。

〔議員の安否確認を行う場合〕

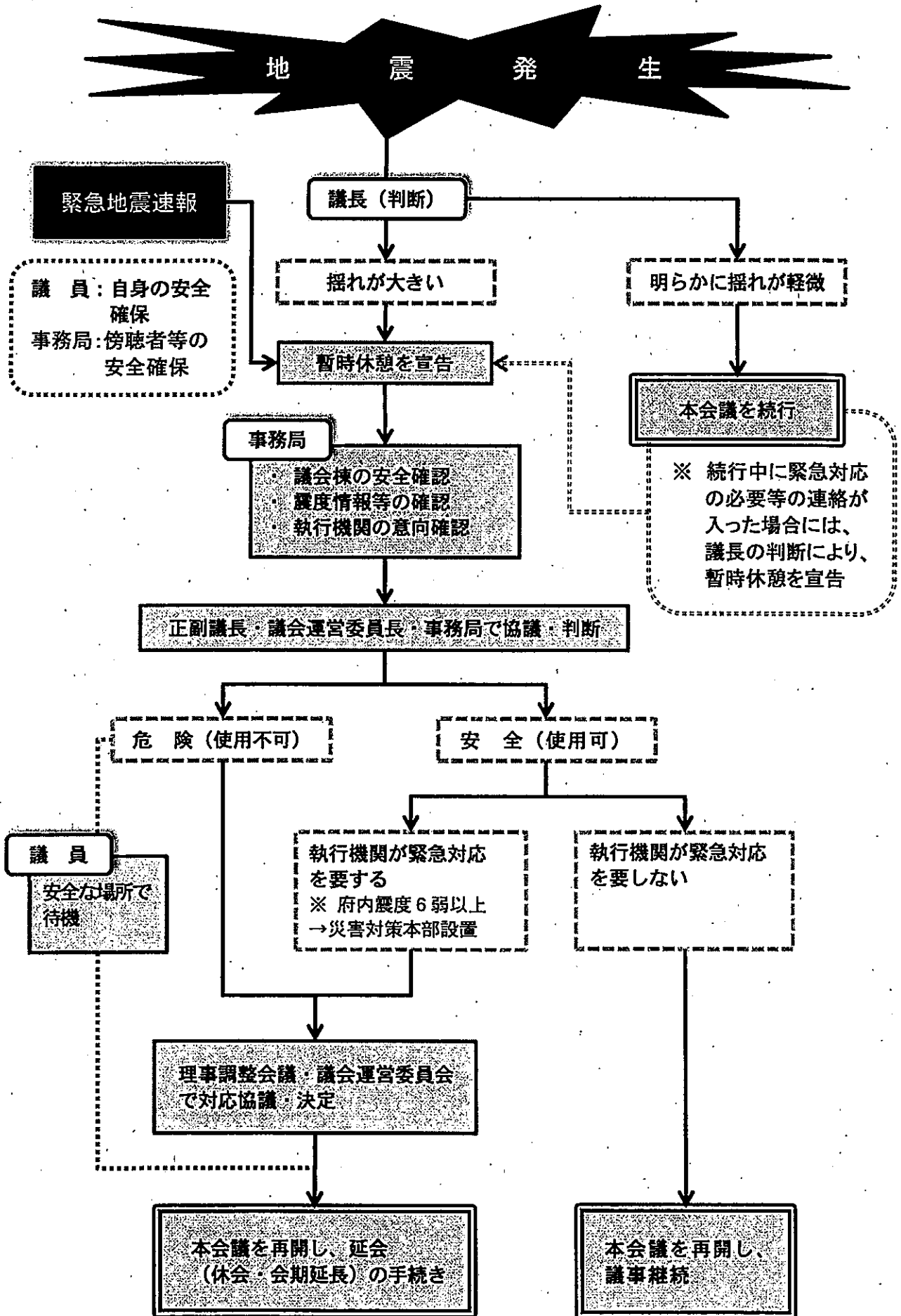
- 1 議員から事務局に連絡を行う場合
 - ① 地震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
 - ② 風水害等 特別警報が発表された場合
（台風の通過等被害が収束に向かう段階）
- 2 事務局から議員に確認を行う場合
 - ① 地震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
 - ② 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
 - ③ その他 大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき

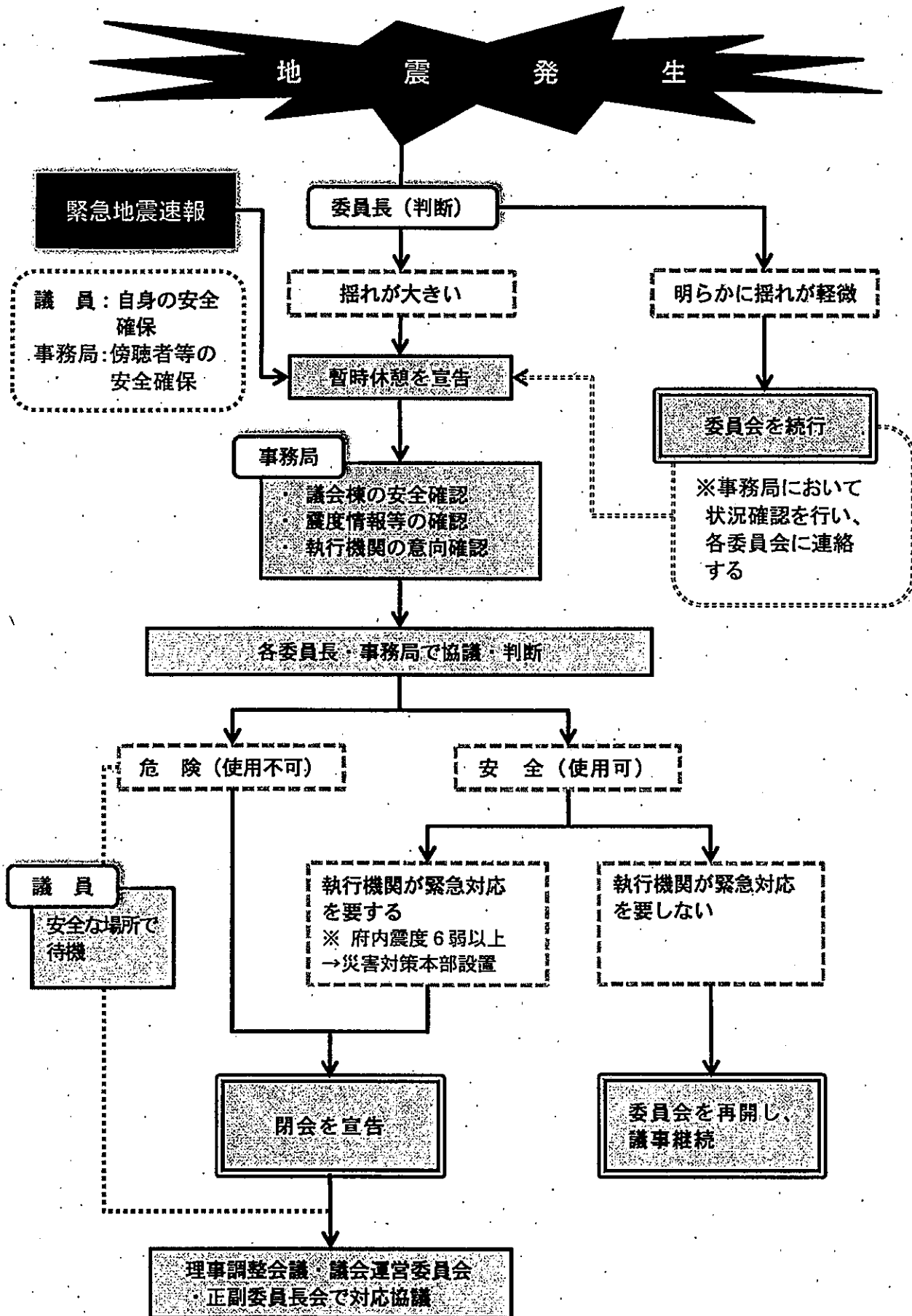
③ 議員への情報提供の方法の明確化

議員と執行機関との連絡調整窓口は議会事務局に一本化し、議員への情報提供については、事務局からのメール送信（事務局防災専用メールアカウント）により行うことを基本とした。

④ 発災時・発災直後の府議会の対応の明確化〔別添参照〕

特に混乱が生じる発災時及び発災直後の府議会の対応について、議会日程や会議開催状況に応じ、①本会議開会中に発災した場合、②委員会開会中に発災した場合、③会期中で会議開催時間以外に発災した場合、④閉会中に発災した場合の4つのケースに区分し、会議の開催（継続）の可否の判断、情報の収集・報告や対応方針の協議の方法など、対応の流れをフロー図とともに整理した。





フロー図 3

会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合
(ほとんどの議員が議会棟内にいない場合)

